

# 12月11日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和7年12月11日(木) 午前9時00分～午前11時51分 第1委員会室
- 出席議員 中山功一、山下正美、井川敦雄、蓑原美百合、奥田伸行、油本朋也
- 欠席議員 なし
- 他の出席を求めた議員 議長 前田栄治
- 執行部職員等 鹿島福祉課長、前田健康推進課長、中原地域整備課長  
永田観光交流課長
- 参考人 東新田場風車影響連絡会代表 磯江篤男
- 議会事務局 手嶋局長、宇山主事

## 〈会議に付した案件及び経過と結果〉

### 1 開会 (9:00)

#### ○山下副委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達していますので、これより民生経済常任委員会を開会いたします。

なお、発言の際には、必ずマイクのスイッチをオンにいただきまして、大きな声で最後まではっきりと話していただきますよう、よろしく願いをいたします。

そうしますと、委員長さん、御挨拶をお願いします。

### 2 委員長あいさつ

#### ○中山委員長

皆さん、おはようございます。

改選後、初めての民生経済常任委員会です。内容を精査していただき、また、議論を交わしていただき、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### 3 審査事項

#### (1) [陳情第10号]町営風力発電所の9号機の早期運転停止と解体撤去を求める意見書採択についての陳情

#### ○中山委員長

それでは、日程3に入ります。通常ですと所管事務調査から入りますけれども、本日は、陳情の参考人としてお越しいただいておりますので、3番、審査事項、陳情第10号、町営風力発電所の件についてのところから始めさせていただきたいと思っております。

令和7年陳情第10号、町営風力発電所の9号機の早期運転停止と解体撤去を求める意見書採択についての陳情の件に関して、参考人として、東新田場の風車影響連絡会代表者、磯江篤男さんに御出席いただきまして、陳情に対する御意見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○磯江東新田場風車影響連絡会代表

よろしくお願いします。

#### ○中山委員長

御意見を拝聴する前に、進行方法について申し上げます。

参考人から5分程度意見を述べていただき、その後、委員から参考人に対し質疑を行うこととしております。

なお、参考人に念のため申し上げますが、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得て、御発言くださいますようお願いいたします。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、磯江さん、よろしくお願ひいたします。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

非常に慣れん場で、ちょっと恐縮なんですけれども、私がこの件に関わりましたのは5年前の風車の更新の検討会ちゅうのがあります、地区の副自治会長をしとったもんですから、おまえ出てこいっちゅうことで、私が出席することになりました。

その頃、私はこの風車に関しては無関心というか、あまり何ちゅうかな、違和感を持ってなくて、無関心っていうのが一番正しいのかもしれませんが、村から困ったとか、そういった意見は、表には全く出てこなかったちゅうか、聞いていませんでした。そういうもんだから、賛成の立場で出席しかけとったんですけども、その前に村の人が2人ほど私のところに来て、そういう話があるんなら、ちょっと村の意見を聞いてみいと。困っとる人が何人かおっだあぞということで、私もそういうことが初耳でしたので、アンケートを開催しました。東新田場は、四十何世帯、45世帯、47世帯あるんですが、そのうちの13世帯から反対の意見を。中には好ましいという意見もいっぱいありました。でも、こういう話は多数決で決めるような話でもないので、ちょっとこれは困ったなあっちゅうことで、いろいろ直に話を聞いてみました。そうしたら、耳鳴りがしたりすると。風車が回るとのを見ると吐き気がする。それほど顕著ではないから、言われなかったんでしょけども、非常に不愉快だと思っておられる方が13世帯。中には家の中で家族同士の中で意見が違うちゅう人もありました。聞いたものですから、私も含めて、年寄りには感受性が鈍いとかね、そういうことに非常に無頓着なともありますし、子どもの中には風車が回って喜んどのちゅう意見もありました。だから、この風力発電については、個々の意見、様々な意見があって、多様なもんだというふうに感じております。ただ、いろいろ調べてみますと、やはり健康的にはあまりためにええもんじゃないようで、倒壊の危険ももちろんあるし、畑に出るとやっぱりああいうもんがぐるぐる回るとると非日常的なもんですから、気分のええもんじゃないいうことは、皆さんもよくお分かりになると思います。

東新田場の自治会としての意見というよりも、自治会としては困っとる者がおるなあというぐらいの認識でしたが、私が代表になった行きがかり上、こういうところに呼ばれて、意見を述べないけんわけですが、私は、私個人の意見としては、早急に撤去してほしいと思ひます。

確かに、自分の郷土、住んどの住民として、その周辺でああいったもんがぐるぐる回るとるちゅう状況は、非常に何ていうのかな、異常な状態だというふうにより感じております。遠いところにおいて、たまに来て、ああ、ええがなっちゅう人もいっぱいいらっしやるとは思ひますけど、そこに日常的に住んどの、居住してるとるもんの意見としましては、やはり早急に撤去し、少なくとも9号機だけは必ず撤去してほしいと思ひております。以上です。

○中山委員長

ありがとうございます。以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方はおられますでしょうか。

井川委員。

○井川委員

おはようございます。今日は御苦勞さまでございます。

磯江さん、以前も風車のことで陳情を出されておりましたこと覚えております。

今日ちょっと何点か、私こうして実際のそこの自治会の方とお話するというのが初めてのことでいろいろと聞いてみたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、1点目なんですけども、先ほど住民の方でいろいろ健康被害ということ言われておりました。特には9号機の運転によって受けられる生活の被害の具体的内容、先ほど耳鳴りとか、吐き気とか言われましたけども、ほかに何かどういふものがあるか教えていただけますか。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

そうですね、低周波被害ということが言われておるんですけども、具体的に、じゃあ風車のために吐き気がするとか、そういう話ではなくて、やはりその周辺でブドウ畑を営んでおられる人とかから、いつもこのブドウ畑に入る前にあの風車がぐるぐる回るとるのを見ないけんのだが、あ、あ。もうほんに気分が悪いわいな、あ、あ、そういう話を聞きますし、それから、近くに喫茶店があるんですけども、喫茶店に来る前によく見えます、歩いて来られるのに。そのときにや

っぱりお客さんが、何だか変なもんがぐるぐる回るとるなっちゅう意見が。なら、そんだけ大きな健康被害っちゅうかね、かなわんというようなことはないと思います。もしあったとしたら、もっと言われると思いますが、今まで私の耳にも聞こえてこなんだっちゅうのは、皆さんがそれほど表立って大きな声で、被害を訴えるっちゅうことはなかったと思います。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

またちょっと、私も実際にその地区に住んどる人間ではありませんので、ちょっとあれですけども、もしも分かればということで教えていただきたいんですけども、例えば回っとるだけで気分が悪くなるということですけど、それ以外にもふだんの生活においてそういうことを感じる、例えば時間帯とか、季節とか、どういう風向きのときにそういう被害があるよってというようなことが、もしも聞いておられれば教えてください。

○中山委員長

磯江さん。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

じゃあ、いついつどういうことがあったっちゅうことを具体的に私が把握しとるわけではございませんが、シャドーフリッカーといいますか、西日が差して、ああいうのが気分が悪いというような方が二、三名ほどいらっしゃいました。それから、やはり農作業しておられる方が見んやにしとると。それから、一番私が、はあ、なるほどなと思ったのは、地域として、地域住民をちょっとないがしろにされておるとい気分がすると。ちゅうのは、よそから見たら大したことないだらあということでも、居住しとる人間にとっては、不愉快というよりも、何ちゅうか腹立たしいと非常に。こんなとこにこがなもんぼんと建てて、へっちゃらと、もう行政が腹立たしいというような意見を聞きました。ただ、表立って皆さんが大きな声して、わあわあちゅうことはなかったと思います。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

では、ちょっとこれ、東新田場では関係ないんですけど、例えばほかの地区でもそういうことがあるってことは聞いておられますでしょうか。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

聞きました。特に西新田場、二、三名の方がかなわんわいと。そりゃそうです。風車の真下で影が、農作業しとると影が。そこの西新田場では、何だか言われんやあな雰囲気があって、皆さんが黙っておられるみたいですけども、二、三人の方、知ってます。聞いてます。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

分かりました。ちょっとまた別な質問になりますけども、そういう被害的なものがあるって、それまで行政のほう、役場とかのほうに、例えば相談とか要望に行かれたってことはございますでしょうか。

○中山委員長

磯江さん。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

そこまではありません。第一表立って、皆さん割合おとなしいもんですから、表立ってそこまですらやられるっちゅう人はいませんし、じゃあ医者にかかったとかいうような話も聞きません。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

分かりました。町のほうには、言われたように相談とかもないということでしたんで、ちょっとまた次に行かせてもらいますけど、例えば最近よく、そういう風車等で設備のトラブル、例えば落下物とか、あるいは先ほどのブレードの損傷等とかいろいろあるんですけども、それに対す

る不安っていいますもの、それはどの程度感じられているのかなというのをお聞きしたいんですけども。

○中山委員長  
磯江さん。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

そうですね。落下とか、大きな道路が走っておるのに、際に立っとなって危ないなっちゅう意見はありますけど、それは地区の住民としての意見ではなくて、町民としての意見だと思うので、地区の住民としての意見は、とにかく近くにあっただけかなわんちゅうのが地区の住民の意見。ただ、落下したりそういう、あるいは氷片が落ちてきたりっちゅうことはよう聞きますし、これから山陰道が走るわけですから、そのときにブレードが飛んでっちゅうことはあり得るわけですから、ちょくちょく。そういう話になると、町民として、行政の責任っちゅうのが問われるわけですから、これは明らかに行政の責任になるわけですから、それは、放置して譲渡したというようなことになると、それ以降のほんなら10年間、10年間の間の責任ちゅうのは、賛成された議員さんの責任もあるし、それからそれこそ続行した会社の責任もありますけども、やはり町としての意見、責任っちゅうのは問われるんじゃないかと思っております。

○中山委員長

そのほかありますか。井川委員。

○井川委員

ちょっとまた、例えば今地元の新田場の中でもそういう被害を訴えられるまではないんですけども、そういう意見があるよというのと、また、そこまで別に感じてないよというような方も多分あると思います。

ちょっと今心配するのは、こういう問題になってきて、地域の間人間関係というものの、それが例えばおかしくならんかなと。いわゆる、何ていったら、言い方はちょっと分かんですけども、いわゆるきつい言い方をすると、地区で2つに分かれちゃうとか、そういうのをちょっと心配するんですけども、そういうことってというのは、どういうふうに感じられますか。

○中山委員長

磯江さん。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

全く心配ないですね。そこまでの、何ていうのかな、大騒動にはならないと思います。やっぱり反対する人の意見を聞くと、賛成しとる人も納得はされますわね、えらいことだなと、納得はされると思うし。それから賛成しておられるけん、ええもんだしな、風車回っつものを見ると元気が出るぞいやっちゅう年寄りもいらっしやいますし、それは人それぞれの話ですから、ただ、人それぞれといいながら多数決で決めるものではないなっちゅうことは、皆、認識しております。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

今、そのお話を聞いて、ちょっとは安心をしました。

ちょっと、また別のことで1点。今、議会のほうでこの風力発電の特別委員会、今回改めて設置したんですけども、今審議（調査）しとるところで、例えば特別委員会でこういうことをちょっと調べてもらいたいとか、何かそういうことがあれば教えていただきたいんですけど。地元としてこういうことをちょっと調べてみてやとか、何かそういうことがあったら教えていただきたいんですけど。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

そうですね。やっぱり一番望むのは、皆さんが風力発電の被害、メリットはいっぱいあるんですけど、デメリットについて、各地でいろんな事象が起こっつものし、専門家の意見もいっぱいあると思うんですけど、皆さん、勉強してほしいんです。勉強すればするほど、ああ、こういうことは困ったもんだなということがだんだんひしひしと、私もそうなんですけど、勉強せんときはぼかんとしてました。やっぱりきちんと勉強して、ネガティブな意見もありや、肯定的な意見もいっぱいあるわけですけども、それを全部皆さんが把握して、話し合っしてほしいなと思っております。

- 中山委員長  
井川委員。
- 井川委員  
分かりました。なら、ちょっと最後になりますけど、この陳情の最終目的として町に対して最も伝えたいこと、先ほども言われたですけども、最後に、町に対して、磯江さんとしてこれだけは言っておきたいということがあったらお願いします。
- 中山委員長  
磯江さん。
- 磯江東新田場風車影響連絡会代表  
一番、町として、議員の皆さんに感じてほしいのは、住民としての郷土意識、郷土愛、それを持って見ると非常に受け入れ難い問題であるということを伝えたいと思います。
- 井川委員  
ありがとうございました。以上です。
- 中山委員長  
そのほかはございますでしょうか。  
蓑原委員。
- 蓑原委員  
今日はありがとうございます。陳情書の中身について、ちょっとお伺いしたいことがありまして、一つは、先ほど井川委員のほうから健康状態についていろいろお尋ねしたんですけども、症状がちょっとひどくなったとか、また新しい声として何か健康被害という部分でお声を聞いておられることがありましたら、ちょっと教えていただけたらと思うんですけど。
- 中山委員長  
磯江さん。
- 磯江東新田場風車影響連絡会代表  
症状が重たになったとか、そういう話は聞いておりません。一番声が大きくなったのは、どんどん大きくなるのは、やっぱりあんなもんが回っておって、みんなどう思うだいやと。たまに来て見るもんはええけど、たまに来て、おお、ええな、回るとるがなって見ると壮観かもしらんけど、地元に住んで日常的にぐるぐる周りで、ああいうもんが回るとるっちゅう感覚ですね、そういうもんをやっぱり皆さんが感じてきておられるのかなっちゅう気がします。
- 中山委員長  
そのほかありますか。  
油本委員。
- 油本委員  
油本と申します。今日はありがとうございます。  
簡単に数点お願いします。まず、訴えといいますが、意見書の書面の中にありますように、ちょっと体の不具合を訴えられる方をアンケートで拾われたようなこともございましたし、今陳述もございました。そういう方の意見ですわね、例えば複数の方がそういった耳鳴りであるとか、吐き気であるとか、そういう不快感を訴えていらっしゃるものは、大体何年ぐらい前から感じていらっしゃるでしょうか。この風車の稼働自体が2005年からと記録がありますが、周りの意見といいますが、そういう声を磯江さんがお聞きになったのは、大体いつ頃から。
- 中山委員長  
磯江さん。
- 磯江東新田場風車影響連絡会代表  
5年前に更新の検討会というのがありました。新しい風車に更新するんだということで、自治会の代表として行ったときに、アンケート取って、初めて私も知りました。不愉快に思っとる人がおるとか、吐き気がする、目まいがする、農作業中になわん、そういう意見を聞いたのは、そのときが初めてです。
- 中山委員長  
油本委員。
- 油本委員

ある学者さん、私がちょっとコンタクトを取らせていただいている元東北大学の教授の方がおられるんですが、いわゆる風車の人体への影響について研究していらっしゃる方の御意見によれば、原文のまま読みますと、地方の小さな町では、そういった訴えはタブー視されがちで、住民が泣き寝入りを強いられる実情も見受けられたとありますが、まさにその典型のパターンではないかと思うんですが、その辺はどう考えられますか。

○中山委員長  
磯江さん。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

そうですね。お上の言うことには逆られんみたいな、そういった感覚は多少はあるかもしれませんね。だから、特に女性の方は口を閉ざされておりますね。あんまり大きな声では言われませんね。

○中山委員長  
油本委員。

○油本委員

次の質問に行きます。去年の同時期、令和6年12月議会におきまして、陳情が上がっております。磯江さんのお名前で上がっております。いわゆる6号機から9号機は譲渡せず解体撤去を求められている内容でございました。それは採択されなかったんですけども、今回は9号機だけ上げていらっしゃるようです。今回は6号機から9号機、今回は9号機だけなんですけども、本当は全部取っちゃってほしいというのが本音でございますか。小さい声で伺います。

○中山委員長  
磯江さん。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

私個人的には、あんなもん全部撤去するのが一番経済的だろうし、一番リスクが少ないし、町政としてもリスクがなくなるので、皆さんが安心できるんじゃないかなっちゃうのが本音の意見。私の生活圏の中では、大体北条の道の駅の辺からこっち（東）ちゅうことで、5号機からこっち（9号機）はないほうがすかっとして白砂青松のきれいな地域が、海が取り戻せるじゃないかというふうに考えます。村の人もそうです。自分らがうろうろするところに、風車があるっちゃうのは非常に不愉快だっちゃう意見はいっぱいあると思います。

○中山委員長  
油本委員。

○油本委員

最後にします。例を挙げて、ほかのところなんですけども、例えば島根原発の影響が及ぶ範囲にいわゆる交付金といいますか、各自治体にそれなりの支援がされているんですが、例えばこれは町営です。町から東新田場の自治会に対して、そういった支援金のようなものがありましたか、過去。伺います。

○中山委員長  
磯江さん。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

もう一度お願いします。

○油本委員

島根原発が近隣の例えば松江市はもとより、今回米子市とか境港市に、いわゆる支援金を払うような形が今回ありました。今回の話題の風車ですけれども、これは町営でございます。町から東新田場の自治会に交付金のような、そういった支援は過去にありましたでしょうか。

○磯江東新田場風車影響連絡会代表

聞いたことないですね。

○油本委員  
結構です。

○中山委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。（なし）  
では、以上で、参考人からの意見の陳述を終わりたいと思います。

参考人の磯江さん、どうもありがとうございました。

(9:26) 【磯江東新田場風車影響連絡会代表 退室】

○中山委員長

それでは、陳情第10号について、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

御意見のある方、お願いします。

油本委員。

○油本委員

まず、ちょっと委員長に、それ意見であって、各自が採択か不採択か、それを述べるんですか、それは違いますか。

○中山委員長

はい、そうです。採択、不採択についての御意見を伺いたいと思っております。

○油本委員

でしたら、理由を述べた上で、その結果を述べさせていただきます。

まず、私、主に3点につきましてちょっと述べさせていただきます。

3点、まず、風車の影、よろしいですか、いわゆるシャドーフリッカーに関して、ちょっと話しさせていただきますね。まず、この風車の影なんですけども、ローターっていいですか、風車自体の羽根のブレードが回ってる、この直径ですね、この直径の10倍以上は、人の住んでいるところから、道とかそういうところから離さないよということで、いろいろ計画が進んでいるという例が2件、我々のもとでありました。

まず言いますと、リプレース、これが2020年、今、磯江さんからもございましたけども、そのときに、北栄町の風車でございますので、リプレースしたいときに当然県のアセス（アセスメント）が必要になるんですけども、環境整備審査会の審査が必要になる。県のアセスメントが必要になるんですけども、その中の段取りを配慮書とか、準備書とか、方法書とか出すんですよ。その方法書の中で、そういうふうな10倍離すべきであるというふうな出典があるわけなんですよね。そのリプレースのために用意された配慮書の192ページのところに、コーナーでイギリスからの出典の2011年に出た分の、「Update UK Shadow Flicker Evidence Base」というものがあるんですが、それを基にしまして、必ず10倍の距離を保つようにということを明記してます、町自体が。新しく調達した資料持っています、皆さんには配付してませんが、新しく2020年にリプレースを計画したときの風車のローターの直径が115.7メートル、最大考えてましたということで、風車の設置エリアから1,157メートル以内に存在する配慮施設等に関しては、風車の影響を受ける可能性があると考え、そこをちゃんと調べるようにという意見が載ってたのが、まず第1歩です。それが風車の距離に対する意見。

それと、ついこの前、東日本（JR東日本エネルギー開発）が上げてきました。東日本さんの場合も同じように配慮書とか方法書が、失礼、配慮書はなくて方法書なんですけども、私が県のアセス傍聴に行ったときの資料なんですけど、JEDの方法書、北栄町に5基建設する190メートル級のをする場合、同様に風車の影による影響の地域調査ということで、これが2004年に「Planning for Renewable Energy」というのの文献を参考にして、ローターの10倍、これを確保するようにという書き込みがあるんですよ。ですから、うちの風車、現在の風車が2005年、平成17年に稼働を開始したっていうの、これは周知の事実なんですけども、それに至るまでに、計画段階でそれが考えられていなかった可能性があるんです。まず、それが1点で。

次に、風車と幹線道路の距離なんですけども、この到達点から、到達点、最高103.5メートルと申し上げました。先日行われました特別委員会において、執行部、担当課のほうから、国交省に当時建てるときに、（旧）北条町さんなんですけどもね、道路との距離に言及されて、国のほうとこれ使っていいかっていったら、道路にかかれない、道路いわゆる国の敷地にかかれない範囲だったらしいですよというふうに許可がありました、というふうにおっしゃいました。ただ、そのとき何年にそれを聞かれたんですかっていうのを私も聞かなかったもので、昨日確認しました、担当課長の岩本課長に。そうしたら、もちろんそれが建設計画当時の部分ですから、恐らく2005

年稼働だから、2000年前後だろうと推察されるとのことです。

同じく、この離隔。その道路と、風車との距離の観点で話しますと、我々が改選前に民生経済常任委員会で、青森の野辺地陸奥湾風力発電所というのを視察に行きました。そのとき、最高到達点が146.5メートルというふうに資料を頂戴しておりまして、そのときの案内していただいた、当時案内していただいたのが、日本風力さんというメーカーさんといいますか、業者さんの、野辺地陸奥湾風力発電所を担当されてます小澤部長さんという方でした。その方の話によりますと、幹線道路から風車までの距離を最高到達点の145.何メートル以上は確保した上でこれを建てましたと言われました。私、昨日、実は本人に確認しました。なぜそうしたんですかと言ったら、アセスを通すため、すなわち、青森県なら青森県の県自体でそういった規定が、岩手県のように1キロメートルにあるわけじゃないんですけども、アセスを通す上で、県の環境影響審議会を納得させる上でそれは必要だろうということで、会社のほうから主体的にその距離を離すように、離隔、距離を取るように、そういうスタンスでされた。申し込んで、それを建設に至ったということをお願いしました。

最後、風車の影響なんですけども、日本国内で風車の低周波音による影響ですとか、それに関する議論が公的に広がったのは、2000年代後半から2010年代というふうに、先ほど申し上げました元東北大学の教授の方から私は意見を頂いております。すなわち、この現行風車、北条砂丘風力発電所の高さ103.5メートル最高到達点が計画されました折、その時代にはこういった縛りといいますか、全くなしで、もちろん前例がないものですから、距離とか、距離に関する不安感ですとか、人体への影響、風車の影による人への不安を与えること、全く考慮されずに事が進んで現在に至ったのではないかと推察されるんですよ。

ですから、私の意見としましては、このFIT契約が終わると同時に、もう撤去を表明されておられましたわけですから、もうこの際全部撤去されるのが私は現代の理にかなっておると思います。例えば車で例えるならば、2000年初めに走った大型の車が排気ガスをどんどんまき散らしながら、騒音を上げながら、車の安全をキープするのもままならぬまま、大きな車がずっと20年間走り続けている。にしまして、今発売されてる車がどうなったか。排気ガス規制はもちろん、安全対策ももちろんされている、そういう車に乗り換える、そういう人が増えている中で、20年前の大きな車を乗り回す状態で、大きな風車をどんどん、その時代の規格、今の規格に全く合わないと考えられる風車をどんどん回すのはいかがなものかという観点、これは私が昨日までに達した意見でございます。

したがって、私は、この磯江さんから上がっております9号機の早期運転停止と解体撤去を求める意見書提出、陳情、それには私は採択の立場で意見を述べさせていただきます。以上です。

○中山委員長

そのほかの方、御意見お願いいたします。

井川委員。

○井川委員

ならちょっと、私は、簡単に理由を、最後に結論をとということで。

今現在、議会として「北条砂丘風力発電所」譲渡等に関する調査特別委員会が設置されまして、今いろいろと奥田委員長の下に調査をしている段階でございます。その調査している段階で、議会が町長に対して、早期運転停止と解体撤去を求める意見書を出すということは、私は特別委員会の審議（調査）を軽視し、また議会自身の調査機能を形骸化するものだというふうに思っております。それから2点目として、また、風力発電、これは本町にとりまして再生可能エネルギーの活用や財政面において一定の役割を果たしてきているというふうに思っております。

しかしながら、今日、陳情でありました住民さんの不安といいますか、その声を真摯に受け止めるということは当然ではございますが、だからこそ、その特別委員会等で、こういう事実の整理など、検証を十分に行った上で、議会として私は適切な判断を導くべきであり、結論を先に決めてしまう意見書（陳情）を採択することは適切ではないというふうに考えておりますので、この本状の陳情を採択することには賛同できず、反対の立場で私はおります。以上です。

○中山委員長

そのほかの皆さん、いかがでしょうか。

油本委員。

○油本委員

今、井川委員からありました撤去を、いわゆる結論を急ぐべきではないということございました。特別委員会の意見なり、議員の議会への目標、参考にちゃんとすべきとありました。町長の審議はまだというのはありましたけども、いわゆる町長、全体を見るのではなく、この9号機を速やかに撤去してくれという意見書（陳情）を採択するかどうかということに関しまして、私は論議させていただいたと、そのつもりでございます。さらに、財政面でいうならば、特別委員会で前回発表ありましたように、12.8億円のファンドの分、12.82億円かファンドの分を含めて今約17億円あります。たとえ全部譲渡というふうになったとしても、1基ぐらい、もう9号機壊してしまっても、その17億円あるんだったら、たとえ1億円使おうと残りいっぱいあるわけですから、1つぐらい撤去してもいいんじゃないかなという気持ちもありまして、この意見書（陳情）に賛成、採択という気持ちになったということも追加で述べさせていただきます。以上です。

○中山委員長

そのほかの委員さん、いかがでしょうか。

蓑原委員。

○蓑原委員

私は、井川委員の発言も理解できる場所があるんですけども、参考人として来ていただいた磯江さんなんですけれども、迷惑施設であること、それから耐用年数の超過、それから健康被害、それから倒壊のリスクとか、いろいろと言っていたんですけども、実際に地域の声っていうものを、大きな声を出さないでおられると思うと、女性はちょっと口を閉ざしておられると思うということで、住民の方の現状ということがはっきりしていない状況ですので、特別委員会もあって進行中ではありますが、その意見書（陳情）の取扱いっていうところで、どういうふうに判断したらいいのか、ちょっと私も迷っています。すみません、結論がちょっと出ないんですけど、どう進めていったらいいのか、アドバイスをお願いしたいです。

○中山委員長

そのほかの方、いかがですか。

奥田委員。

○奥田委員

今、議会でも特別委員会を立ち上げてまして、先ほど磯江さんのおっしゃられたことを、まさに小委員会でももんでこれから調査に移る段階で、まだ今段階でこれを採択すべきものとはちょっと思えないので、私は不採択の意見です。

○中山委員長

そのほかの皆さん、いかがでしょうか。

蓑原委員。

○蓑原委員

この意見書（陳情）については、採択か不採択っていう2つの選択なんですか。

○中山委員長

陳情書をどう扱うかということですので、まずは継続審査、それから、そうでなければ採択か不採択かということになります。

蓑原委員。

○蓑原委員

じゃあ、私は、継続審査というところに賛成、意見を継続審査にしたいと思います。

○中山委員長

山下委員、いかがですか。

○山下副委員長

風車の特別委員会が立ち上がっていますので、今日の話、意見を聞いて、これからも継続でもっと深いところまで審査していったほうが私はいいと思っています。

○中山委員長

それでは、皆さんから御意見をお伺いいたしましたので、決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

蓑原委員。

○蓑原委員

不採択という部分は、磯江さんといいますか、陳情書を書かれた方に対して、地域住民の方の意見を代表して出されてるわけで、それを不と、不採択という表現っていいですか、結論を住民の方に表すのはいかがなものかなと思うんですけど。

○中山委員長

採択か、不採択かしかないので、不採択となった場合は、不採択ですということをお返しするしかないと思いますので、そこで文言が変わるとかということはないと思います。

油本委員。

○油本委員

今の意見を補足しますと、おっしゃるように、客観的に見て、この意見書（陳情）を採択か不採択か、もしくは継続審査するか、その3択ですので、それはもうただ淡々と伝えるべきであるということだと思います。

○中山委員長

ありがとうございます。

それでは、決を採らせていただいてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、継続審査についてですけれども、先ほども何件かありましたが、継続審査をするということについてはいかがでしょうか。

蓑原委員。

○蓑原委員

賛成です。

○中山委員長

そのほかの方はいかがでしょうか。（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。

（9：46～9：47）【休憩】

○中山委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

継続審査という声がありましたけれども、理由をお願いいたします。

蓑原委員。

○蓑原委員

先ほど意見にもありましたが、今、調査特別委員会で調査中でもあります。そして、今日の参考人の磯江さんの言葉の中にも、十分に地域住民の方の意見の把握ということができかねているように思います。大きな声を出されていることはありませんとか、女性は口を閉ざしているとか、そういう発言がありましたので、そして、この風車に関してもっと議会として知識を得て、十分に議論してほしいということもありましたので、議会として判断すべきだと思いますので、継続審査ということをお願いしたいと思います。

○中山委員長

そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

山下委員。

○山下副委員長

本日、油本さんから言われた3点のことが提案されていまして。私も風車の中身のことがまだ全然分かっておりませんし、小委員会でもこの案件が出ておりましたので、もう少し勉強させていただいて、住民の方に再度、どういう、方向性がどうなるか分かりませんが、再度、小委員会、特別委員会を経て報告するほうがよいと思います。

○中山委員長

そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

しばらく休憩します。

(9:50~9:51) 【休憩】

○中山委員長

休憩前に引き続き再開いたします。  
油本委員。

○油本委員

私は、今上がってきました意見書（陳情）に関しまして、自分なりの結論は出ておりますので、私は継続というのには当たらないというスタンスで考えております。以上です。

○中山委員長

そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。  
それでは、継続審査すべきという方と必要がないという方がおられますので、まず、このことについて決を採らせていただきたいと思います。  
継続審査とするべきであると思われる方は挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手（2人）〕

○中山委員長

2名ですね。ありがとうございます。  
継続審査の必要はないと思われる方、挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手（3人）〕

○中山委員長

3名ですので、継続審査はしません。  
それでは、継続審査しないことになりましたので、採択すべきか、不採択かということで採決を行いたいと思います。  
陳情第10号、町営風力発電所の9号機の早期運転停止と解体撤去を求める意見書採択についての陳情について、採択すべきものと思われる方は挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手（1人）〕

○中山委員長

1名ですね。ありがとうございます。  
不採択とすべきものと思われる方は挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手（3人）〕

○中山委員長

3名。不採択とすべきものという意見が多かったですので、不採択とすべきものと決定をいたしました。  
不採択ですので、その後はないか。

○手嶋局長

ないです。

○中山委員長

では、以上で、審査事項、陳情第10号についての審査を終わりたいと思います。（「ちょっと休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり）  
しばらく休憩いたします。

(9:54~9:54) 【休憩】

○中山委員長

休憩前に引き続き再開いたします。  
訂正いたします。不採択となりましたので、委員会の意見をまとめたいと思います。  
昨年のもので皆さんの資料にもありますけれども、今回分の意見をお願いしたいと思います。  
何かありませんでしょうか。  
油本委員。

○油本委員

私が言うのも何なんですけど、用意してきたんですけれども。いわゆる今、井川委員から始め

出たように、大筋の趣旨としましては、特別委員会が進行中なのでその推移を注視したいと。ですから、今回は不採択という選択肢ということですよ。ですから、それに基づいて文章を作られたらと思います。

○中山委員長

文章、皆さん、いかがでしょうか。

井川委員。

○井川委員

先ほど、油本委員から意見が出ましたけども、私も今言われとるですけど、特別委員会を設置しておりますので、その委員会のほうで結果を待つ、結果を待つというか、その状況を見ながら判断するというので私もいいと思います。

○中山委員長

特別委員会の状況を持って判断するため。

油本委員。

○油本委員

風力発電、正式名称を言いますと、「北条砂丘風力発電所」等の調査、等調査に関する……（「譲渡等じゃなかったけ」と呼ぶ者あり）その辺は正式名称を。が進行中なので、その推移を注視する必要がある、現時点では不採択とする。

○中山委員長

風力発電所譲渡等云々特別委員会が進行中であり、もう一度お願いします。

○油本委員

その推移を注視するため、現段階では、本陳情を不採択とする。

○中山委員長

では、もう一度確認をいたします。

「北条砂丘風力発電所」譲渡等に関する調査特別委員会が進行中であり、その推移を注視するため、本陳情を不採択とするでよろしいでしょうか。

井川委員。

○井川委員

理由は、するためまで。

○中山委員長

するためですね。その推移を注視するためまでですね。

○油本委員

短いほうがいいでしょう。

○中山委員長

そうですね。大丈夫ですか。

○手嶋局長

大丈夫です。分かりました。

○中山委員長

では、以上を委員会の意見とさせていただきたいと思います。

以上で、3番、審査事項、陳情第10号を終わりたいと思います。

続いて、4番、所管事務調査についてに移りたいと思います。

担当課長が上がってくるまで、しばらく休憩をいたします。

(9:59~10:07) 【休憩】

(10:07) 【鹿島福祉課長、前田健康推進課長、中原地域整備課長 入室】

○中山委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

#### 4 所管事務調査について

○中山委員長

次に、4番、所管事務調査についてです。それでは、事前に通告のあった件について、担当課に説明していただき、その後、質疑をしていただきます。

初めに、蓑原委員から通告のありました老人クラブ補助金事業の状況についてです。

鹿島福祉課長。

○鹿島福祉課長

福祉課長、鹿島です。

老人クラブ補助金事業の状況についてということですので、簡単にまず説明をさせていただきますと思います。正面をお願いします。（モニターに資料を映して説明）

老人クラブの活動状況についてです。老人クラブ、大きく2つあります。単位老人クラブっていう、それぞれ自治会単位でしとられるクラブと、それからその単位クラブの代表の方が集められた老人クラブ連合会ということで、2つに分けて補助金のほうを出しているという状況になります。

単位クラブ、簡単に言いますと、自治体単位だったり、一部隣の自治会と組んで活動しておられるところがあります。比山、青木できらく会というところが組んでやっておられると。

令和7年度は、町内で19の単位クラブ、構成員は607人の方が単位クラブで活動しておられます。

令和7年度の単位クラブの補助金は、総額で93万円。活動状況に応じて、年度末に精算、通常の補助金の支払い、それから使ったものに応じて精算をかける。ここはほかの補助金とかと一緒にです。規模に応じた補助金が出ておりますので、本年度の状況については、正面見ていただいたとおり、最近では50人以上のクラブが消えてしまいましたけれど、このような内訳となっております。下のほうに載せておりますのが、実際に活動していらっしゃる19のクラブということになります。

次です。老人クラブ連合会につきましては、単位クラブが集まって連合会を組織しておられます。令和7年度は、概算払いで126万円。活動実績に応じて年度末に精算をしています。ちなみに、参考までに括弧書きにあるんですけど、令和6年度は、126万円を交付してはいますが、年度末時点、全部使い切らなかったということもありましたので、精算をしていただいて19万1,000円還付をしていただいている。このように毎年決算をしております。簡単にですけど、下のところに収入と支出の状況を載せております。

運営の中身といたしましては、下の段。連合会として、健康体育活動、運動会とか、グラウンドゴルフやペタンク大会とかしとられたり、老人クラブ連合会だよりということで広報活動しておられたり、女性活動として施設訪問されたりだとか、こういったような状況です。

蓑原委員のほうからは、老人クラブ補助金事業の状況ということでしたけれど、この老人クラブが地域の活動の拠点になっていたり、あるいは老人クラブ入ってないところどうだろうかというところもありましたんで、若干老人クラブからは離れるかもしれませんが、地域の状況について簡単に触れたいと思います。ちなみに、最初に、単位クラブとかの状況について載せておりますが、合併した当初は、40の単位クラブがありました。構成員1,776人。これが年々減ってきております。令和7年は19、合併当初の半数以下。それから構成員も607人で半分以下というふうに変ってきております。合わせた状況がこんな感じですね。（「単位老人クラブと会員数」参照）減るに従って、人数も単位クラブも下がってきているという状況が見てとれます。

さっきちょっと先に言ってしまったんですけど、ほかの状況と合わせたところで御覧いただくと、このような形になります。（「老人クラブといきいきサロンとこけないからだ体操の実施状況」参照）老人クラブがあるところ、それから地域の中ではいきいきサロンを自治会で取り組んでおられるところもあります。それから、こけないからだ体操の取組をされている自治会さんもあります。全てやっという自治会が12自治会、それから、いきいきサロンとこけないからだ体操をしておられる自治会が17自治会、それから、老人クラブといきいきサロンをしておられる自治会が5自治会、いきいきサロンのみ実施しておられる自治会は10自治会、老人クラブだけがあって、いきいきサロンやこけないからだ体操をしておられないところが3自治会。ここの中にはきらく会、比山、青木も含めております。残念ながら老人クラブもサロンもこけないからだ体操もしておられない自治会が16自治会あるっていった状況になります。

それでは、こういった集落で皆さんで集まれるもの以外に、北栄町内に御高齢の方がどのよ

うな活動をしておられるのかというところをまとめたものがこんな感じになります。（「老人クラブ・いきいきサロン以外に、高齢者が参加できる「場所」や「コト」」参照）地域、個人で取り組まれるものが一番左の縦軸のところですね。それから真ん中に町の事業、それから一番右側に社協や事業所、サンテリオンとかセラトピアとか、そういったところにやっていたる事業が一番右側になります。どなたでも参加していただけるのが一番下のほう、真ん中のところが健康だったり自立度がある程度ある方、それから一番上、介護保険の予防だとか要支援だとか、そういったような方々が使われる事業ということで、それぞれこのように分類をしております。なので、老人クラブがないところについても、必要に応じていろんな出られる機会があるということが見てとれるのかなっていうふうに思っております。

老人クラブからちょっと脱線しましたけれど、今、北栄町にある福祉のほうの社会資源の様子ということで御覧をいただきました。

簡単ではありますが、福祉課からの説明といたします。

○中山委員長

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

蓑原委員。

○蓑原委員

詳細なデータをありがとうございます。先ほど、課長のほうから言っていただきましたけども、自治会活動といいますか、敬老会があるとか、ない自治会があったりとかっていうことをちょっと情報がありましたので、高齢者の方、地域の人が集まれる場所ってどういう状況なんだろうっていうことでちょっとお願いしました。老人クラブ単体（単位クラブ）でたった、たったというか、19しかないというところにちょっとびっくりしました。63自治会がある中で、小自治会もあるんですけども、規約の中に老人クラブの会員数ということで区切ってあって、10人以上じゃないと老人クラブというふうな活動はできない状況にあるんですけど、ここの対策としては個人でできるっていう区分けもしていただいて、そこは分かるんですけど、何か手当てっていうものは自治会のほうにお伝えはできてるんでしょうか、こういうのがありますけどということの情報提供はどうでしょうか。

○中山委員長

鹿島福祉課長。

○鹿島福祉課長

10人以下のところについてという御質問ですけど、こちらの最初に表にしておりました、この人数、10人以上のところ補助金額初めて3万円という状況があります。今、目下の課題といたしましては、活動しておられる団体も減少してきているというところが大きいかなと思ってます。少数のところについて、それじゃ何をもって補完をするのかっていうことになりますけれど、1つの、皆さんに使っていただいているものとしては、御高齢の方のサークル活動、5人以上であれば1回につき500円、月に2,000円を上限ですから、4回ですね、月に4回っていったようなものがあります。これでいけば、自治会、皆さんが集まるっていうだけではなくて、5人以上、近所の方のグループとかで活動していただければいいっていったようなものもありますので、まずそちらのほうから取組をしていただいて、その上で10人以上になれば老人クラブつくれるんじゃないかっていう道筋もあるのかなっていうふうに思ってます。やはり今、減少傾向っていうことがありますので、10人以上お集めに、新たになられるっていうのはハードルが高い部分もあろうかと思えますので、そのような少数対策をして、これは28クラブぐらい今あるのかな、増えてきている傾向ではありますので、そちらのほうでまず進めていければなと思ってます。以上です。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

高齢者サークルって、こういう何ていいますか、使えるツールはいろいろあるんですけど、そういう情報を住民の方が分かるかといいますか、そういう部分は年度当初の自治会長会かもしれませんが、地域の高齢者の方がこういう高齢者サークルもある、使えるんだってっていうか、あるんだってということが分かる機会は、自治会長会からの情報提供しか今のところはないですか、ほかにはどうでしょうか。

○中山委員長  
鹿島福祉課長。

○鹿島福祉課長

こういった情報を知り得る機会ということでした。自治会長会とか町報とかホームページ、月並みになるかもしれませんが、そこを一度見逃されてしまうとなかなか気づかれることが少ないっていう、むしろ、ことだと思いますので、そちらについては本当に機会を捉えて社協とかそういったところでも情報発信していただけるように努めていきたいと思います。以上です。

○中山委員長  
蓑原委員。

○蓑原委員

その点を、やはり幾らいいものがあったとしても知らないとなかなか対応できないので、その点をお願いしたいと思います。

あと1点よろしいですか。敬老会のことでもちょっとよろしいですか。事業を1人1,000円でありますけれども、敬老会をしますっていうことで、イベント的なものをしなくても、でも商品券とか物を渡すだけでは駄目ですよっていう規則があるんですけど、敬老会っていう名前で予算要求といいますか、請求されるときは必須条件としてはどういうものがあるんですか。

○中山委員長  
鹿島福祉課長。

○鹿島福祉課長

こちらの画面のほうには準備はしていませんけれど、敬老会についてということです。これはこちらの要綱の中では、金券を配るっていうのはいけませんよってしてます。例えば、集合開催っていったって、公民館に集まってされない自治会さんでも、例えばお弁当を配ってメッセージをちょっと添えて、元気しとられますか、また引き続きとかっていう言葉を添えて配っていただくというのが主だと思っておりますけれど、必須事項っていうところの規定でいきますと、これだけは駄目ですよ、金券に、お金に替えれるようなもの、お金まいて終わりとか、そういったようなやり方でなければ、自治会の中で創意工夫を凝らしていただいて、弁当に言葉を添えるでもいいですし、その辺はそれぞれの自治会に対応していただけるようにというふうを考えております。

○中山委員長  
蓑原委員。

○蓑原委員

分かりました。じゃあ、金券を、商品券といいますか、そういうものを配ることは駄目だけど、あとは自治会で工夫してされることに対してはオーケーということでよろしいでしょうか。

○中山委員長  
鹿島福祉課長。

○鹿島福祉課長

はい、そのとおりです。

○蓑原委員

分かりました。

○中山委員長

ほかに質疑はございませんか。(なし)

では、以上で老人クラブ補助金事業の状況については終わります。

次に、井川委員から通告のありました診療所誘致の状況について、お願いいたします。

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

健康推進課からは診療所の誘致について御質問いただいております。こちらについては資料を作っておりませんので、口頭で説明させていただけたらと思います。

まず、町としての診療所誘致に向けた現在の状況ですが、以前の常任委員会のほうでも説明させていただいておりましたが、毎年開催されています中部市町と中部医師会との医療福祉懇談会の席が毎年1回あります。今年は9月26日にありましたが、その席において、町長のほうから中部

医師会の理事の皆様が集まっておられる席で、御存じかと思いますがということで、町は誘致を進めてますので、いい先生がおられたらお願いしますということをご直接お願いいたしております。

なお、この会には厚生病院の病院長であります先生も理事に含まれておりますので、厚生病院の先生も知っておられる状況になっております。

ただ、現状としましては、そういった、じゃあ、何かアプローチがあるかっていうと、今のところ全く動きがあったりとかっていうところがないのが現状です。

次に、医師からのニーズや課題はどのように把握しているかとの御質問なんですが、こちらについては、進出といいますか、開業を予定される先生によってニーズとか課題っていうのは個々で違うのかなと思っておりまして、まだその個々での把握ということではできておりません。

次に、誘致場所、予定地に関する計画なんですが、予定地とか場所を決めてというような計画のほうはしておりません。決めることによって開業を検討される場所が選択肢が狭まるのはいけないと思っておりますので、特にこの場所でのというような計画のほうはしておりません。由良地区内で要望が出ていること自体は皆さんにお知らせはしておりますので、由良地区についての一般的な希望自体は伝わっているとは思いますが、特に町から、ここの場所についての計画はしておりません。

次に、診療所誘致における問題は何かということなんですが、様々なところでいろんな場面で北栄町、先生が来ていただくのを待ってますっていうことをお伝えしてはるんですけども、全く情報がないっていうのが一番、今のところの問題点で、どこからアプローチしてどうやっていけば先生を探せるかっていうところを模索してはるっていうところが難しいところで、どこまでこの情報が先生方に伝わっているか、そこも把握しきれないっていうのも、問題点だなというふうに感じております。

最後に、ほかの自治体の成功例を踏まえて、町としてどのような誘致方法を検討しているかということですが、先日の一般質問で診療所誘致についての御質問いただきました。その件で、八頭町のほうに進出されましたクリニックのほうに直接ちょっとお電話させていただきまして、どうして八頭町のほうに出られたかというようなお話を直接聞かせていただくことができました。出られた先生が東部の病院に勤めておられた先生で、八頭町ということで鳥取市に近いところで、出られてからどれぐらいお客さんといいますか、患者さんが来られるかとかっていうような手応えとかはやはり感じられないと、採算が取れるかどうかというのはやはり診療所にとっては大きなこととなりますので、その辺の手応えがないと難しいなっていうのを、そこがあったからこそ郡家のほうに建てたということをおっしゃられたので、こちらのほうにアドバイスということ何かありますかというふうにお話ししましたところ、やはりそこも手応えを、東部、西部の先生で北栄町でどれだけの患者さんが待っておられるかっていう情報はない中で出ていくのはなかなか難しいんじゃないかなということと、それを考えると中部にお勤めの先生のほうがやはりそういう意味では現実的なんじゃないかっていうようなアドバイスをいただいたところです。

診療所誘致については以上です。

○中山委員長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

井川委員。

○井川委員

どうもいろいろと調べていただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目、現在の取組状況ということで毎年1回、中部医師会等に要望しとると。年に1回だけだということで、要望はいいんですけどね、それ以外に何かやられとるんかなと思ってね。やっぱりやっても、もうこれ何年、三、四年になるんですかね、なるけども、同じことをやっているとないんだったら、ないのを待っているだけじゃ何もならんわけで。ただそれよりも前に進む方法っていうのは考えられたことっていうのはありますか。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

まず、呼びかけが別の方法っていうのが、ちょっと手段が今ないっていうか、先生で個別にお

話ができるタイミングがあれば、北栄町御存じかと思いますが、探してますっていうお話しはする機会はあるんですけども、大きな場面でするのがその1回っていう形になっておりますが、町長のほうは、大学、医大の先生でしたか、ともお話しされたというような話も町長からは聞いておりますし、北栄町はどこのどの場面でも医療関係のお話ができるときには町長はしていただきますし、私のほうもできるタイミングがありましたらお話しはさせていただきます。あとは、県のほうが、伴走支援ではありませんけども、県のほうも要綱に加えていただきましたので、5,000万円、町が支援すれば半分の2,500万円は出していただけるということで、そういったことも後押しにはなっていると思いますので、その辺のほうをもう少し幅広く周知していく方法を考えていきたいなと考えているところです。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

努力しておられること、よく分かります。けどやっぱりね、ないないで終わっちゃもう何もならんわけで。やっぱり住民の方っていうのは本当に、特に高齢者の方は本当に待っておられる。何とか早くしてくれって言われる、私の目の黒いうちに何とかしてくれって言われる。そういうときに、やっとなんかいないんですよ、ないんですよ。だったら、何とかならんかいなってずっと言われるんで、これだけはちょっとなければまた次のステップっていうか、どういうことをすればいいのかなという点をもう少し考えていただければなど。当然、私もそういうのを聞いてるんで、いろんなところで聞いて、話を聞いて、できたらそれは町長に伝えますとか、担当課のほうに伝えますと言ってるんですけども、町長のほうには言って、これこれこういう人があるんだけど、どうかなって言ったら、議員のほうからでももっとやってもらえませんかということ聞いてますんで、それで動かしていただくのが現状ですんで、何とか前向きに進むように、今よりも一歩でも前に進むような格好で今後ともやっていただければと思いますので、それはよろしくお願いをいたします。

○中山委員長  
前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

様々なところから声を聞いているのは私も聞いておりますので、どういった努力ができるのか、どういった工夫ができるのかの研究をしながら、情報ももらいながら進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

次に、そういうときって、お医者さんからね、例えば、どういうものが必要なのか、どういう課題があるよっていうことを、実際、今まで打診されたお医者さんとか、医療機関、大体どの程度ありますか。

○中山委員長  
前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

打診といいますか、もともこの話が補助金できたときは、ちょっと意向があるような話があったところで補助金をつくってっていうことでスタートしたと確認しておりますが、その先生と直接お話しさせていただいたことはありますが、その先生は病院に属しておられる先生でしたので、病院のほうから強く引き止めがあり、進出のほうを断念されたということで確認しております。その先生以外に来ていただきたいということは直接はお話ししておりません。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

補助金制度をつくったときには1件あったということですけども、それ以降はそういう意向の医師といいますか、先生はないと、意向を示されてる方はないということで理解してよろしいですか。

○中山委員長  
前田健康推進課長。

○前田健康推進課長  
はい、今のところありません。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

分かりました。でも、何とか話をしてくださるようなことをせないけんと。ですけど、あと、診療所の誘致における問題点ということで、情報が無いということだし、また、例えば中部に来られたときに、いわゆる採算性の不安っていうのがあるんだろうなというようなことを聞きました。私も医師の方とはちょっといろいろと話をしたときに、中部に来られませんか、何と北栄町、由良にはないんですけどって言ったときに言われたのが、採算性も言われました。やっぱり高齢化が進んでるところにおいては慢性疾患の患者さんが多いので安定的な需用がある一方で、やっぱり診療科っていうものをたくさん持たないと経営が成り立たないということを言われた先生もございました。それから、また地元の、私も田んぼつくって営農組合に出てますけども、そのときに一緒におられた先生がおられて、先生、由良にはないんですよって聞いたら、一番の問題何ですかって言ったら、医療スタッフの問題が、それが私は一番だと思っておると。いわゆる看護師とか医療事務とか臨床検査技師等々のスタッフの確保が難しいとなかなか開業しようと思わんと。特に先生方はスタッフがそろえない地域では開業しにくいというようなことも言われておりました。開業時の問題、初期投資の負担、これについては今、北栄町のほうでもお金を準備しておりますので、何とかということでこれも話を、もう一個あったのは、北栄町、由良に来てもいいけど、いわゆる生活の環境面、例えば子育てだとか住居とか教育の問題。病院はいいんですけども、自分の住む住宅があるのかなのか、それからまた買物環境とか等々も言われておりましたんで、そういうことを一つ一つ潰していかないと、なかなか来てもらうこと難しいんだろうなというふうに思っていましたので、この問題、先ほど言いました問題点があるので、これを一つ一つ潰していかないと、なかなか踏み込んだ先生の誘致というものは難しいんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、そのことについて誘致の問題いろいろありますけど、その辺についてもう少し、町長とか課内で話をしたときに問題、どういうふうなことを思っておられるのか、お聞かせ願えればと思いますけども。

○中山委員長  
前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

どういった先生が出てきたいって思ってくださいるかによって、先ほども言いましたようにニーズは違うんだろうなと思います。住宅面とか環境面とかもあると思うんですが、やはりまずは町内に来て、ここで開業して採算が取れるか、やっぱりそこが一番重要なのかなというのを八頭町の先生とも話を、そこがやっぱり一番大きいなというふうに思いましたので、ただ、言われたようにどういった診療科を開設されるかによって来られる患者さんも違うと思いますので、そういった面も含めて、こうすればというようなことはちょっとなかなかお一人お一人、御家族のあるお医者さんなのか、それとも単身なのかによってもニーズは違ってくると思いますし、幅広くどうやって情報を集めてくるか、その先生に合った対応がどれだけできるかっていうところがなかなか、まず全く話がない中なので、ちょっと雲をつかむような今状況なので、そこら辺をどこに絞っていくか、どうやってターゲットを絞っていくかっていうことも難しい状況の中なので、今ちょっと行き詰まってるっていうのが現状ではあります。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

本当、難しいですよ。こうして話はできるんですけども、じゃあ実際にしようと思ったときに、じゃあどっから手をつけようかっていうので、本当によく分かります。かと言っても、じゃあそこでこだけで終わっちゃいけん。実際に行動に移していかんことには何ともなりませんので、お互い頑張りましょう。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

県のほうも町がそうやって支援して一緒に開業体制確保しに向かってくれるのはありがたいというふうに県のほうからもいただいております。県のほうからもチラシとかあれば配りますよというような協力もできるようなことを聞いておりますので、そういったできることを幅広くやっていきたいと考えています。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

まあその支援の関係なんですけどもね、実際にお願ひして来てくださいというのは、それはそれとして。例えばじゃあどういう格好で来てもらうのか。例えば、来てもらって、そこに診療所を建ててもらってやるのか。例えばちょっと後のまた質問とも関係しますけども、公設民営という、町として建物を建ててそこに入ってもらう。あるいは、先ほど言った、例えば、生活面の不安を解消するってことでお医者さんにきていただく住宅は確保しますよと。そしてまた、その家賃等も何とか見ますんで来てくださいと。あるいは開業支援ってことで今やっていますよね、今2,000万円ですか。そういうこともあるだろうと。そこで、一番、素人の考えとして、例えば、町として建物を建てて、そこに来てもらえませんかと言ったときにね、そういうことっていうのは可能なのかどうかね。例えば、今お医者さんに来てくださいよって、それで無理なら、鳥大の先生に週何回か建てた診療所に来て診察をしてもらうっていう、まず取りあえずそういうことは可能なのかどうかという。その点についてはどういうふうと考えられますか。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

公設民営っていうことのお話があったと思いますが、この件については町長のほうとも話が出たことはありますが、公設民営ということは町が建てるということは考えてはないということで町長からは聞いております。まず、その考えがない中で建てたらどうなるかっていうお話を突っ込んですべきかどうかというところはちょっと分からないんですけども、現状どうかっていうところだけは県のほうには確認しております。できなくはないけども、今現在、やっぱりなかなかそこが十分な先生がいらっしゃるわけじゃないので、確約できるものではないというふうに県からは聞いております。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

分かりました。そういうのが、例えば、今までの話になりますけど、来てくれるのを待ってるというんじゃないしに、駄目だったら取りあえず建物は建てといて来てください。それもそこに住んでくださいじゃないしに、よくいろんな病院で鳥大の先生が何日か来られます、そういう格好で来てもらったらどうかなという、素人の浅はかな考え方でちょっとそういうこともどうかなということでもちょっと質問したんですけども、一つそういうこともまたちょっと検討には入れていただければなというふうに思います。

最後に、先ほどの他の自治体の成功例ということで郡家のクリニックさん、まあ本当に郡家はよかったなど。北栄町よりも後からそういう補助金等をつけてって最初に取りられちゃったと。実際に言われたのが採算性の不安だと。だったら中部の人を探したらどうですかということなんです、それについては中部にも北栄町出身にもいろんな、お医者さんになってる方おられてもなかなか難しいとは聞いております。そこを何とかお願ひをして来てもらうようにやって、もうやってもらうしかない。もうそれなんですけどもね。やっぱりそれはちょっとまだまだ難しいですよ

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

難しいのは難しいです。難しいですけども諦めずっていうのは大事なことだと思っておりますので、どういった場面でお話しさせてもらって、何がどこで引っかかるかは分からないので幅広く考えて、いろんな先生で何か、どういったところがネックですかというのは先生によって違ってくると思いますので、そういった情報も集めながら、北栄町に来てみたいと思わせる何かいい策があればと思っていますので、この面についてはこれからも考えていきたいと思っています。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員  
もうよろしく願いしますしかないんですけども、お互い頑張りましょう。終わります。

○中山委員長  
そのほかに質疑はございませんか。  
油本委員。

○油本委員  
すみません、課長、私も結構この件は口突っ込んできました。人前可言えるようなとか議場で言えるようなことじゃないので、ちょっとここで私の思いといいますか、ずっと考えてたことを言わせていただければですけども、ずっと前提として考えてらっしゃるのが、現役で今ぱりぱりのお医者さんを引っ張ってこようとなさってる。それをみんな苦労してるだろうと私は理解してるんですよ。ですから、雲をつかむような話で大変難しいというのも、もちろん理解はできません。それは他の地域の出身でこっち住まいはどうだとか、子どもさんの環境はどうとか、もちろんあると思うんですよ。ですから、ちょっと視点を変えまして、近未来の考え、今じゃなくて。といいますのは、町内出身、鳥取大学医学部もあれば島大あるいは岡大もあれば、全国の医大生。町内出身の医大生とか今、医大のインターンにいらっしゃる、いわゆるまだドクターになってない方を探し出してインセンティブをつけて、あんたの実家はここだし、家から通えるし、町の実情もよう知っとんなっただらということで、あんたドクターになるんだからうちに来ないやと。そういうことももう一つの手かなとも思うんです。何かインセンティブつけてね。そういうことっていうのは考えられたことはないですか。

○中山委員長  
前田健康推進課長。

○前田健康推進課長  
現状は考えてません。というのが、まず、課内でもこの話を結構するんですけども、どういった先生に来てほしいかっていったときに、やはり、ある程度経験積んで来てもらってから開業していただきたいっていうのは、やはり課の中でも、初めてドクターになられました、ここで開業されますっていうよりは、やはり幾つか症例とか、ある程度経験積んで帰ってきていただいたほうがいいかなというところで、若手の先生を呼ぶっていうことはちょっと今のところは課の中では考えがなかったところなんですけど、油本委員がおっしゃるのは、それが今じゃなくても先々の経験を積んだ後でも北栄町に帰ってくるために何かインセンティブをとということだと思えますが、現状、今のところ、そういったところまでは考えてはなかったです。

○中山委員長  
油本委員。

○油本委員  
でしょうね。そう思いました。どうしても避けて通れない問題ですんで、ある程度広い可能性を探っていただきたいと申し添えまして、私は質問を終わります。

○中山委員長  
前田健康推進課長。

○前田健康推進課長  
幅広い考え方を持ってどうやったら北栄町にお医者さんが来ていただけるか考えていきたいと思えます。

○中山委員長  
そのほかに質疑はございませんか。(なし)  
では、以上で診療所誘致の状況については終わります。

次に、蓑原委員から通告のありました健康診査事業状況について、説明をお願いいたします。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

各種健診・がん検診の受診状況ということでの御質問をいただいております。受診率ということで、今現在、10月末現在で昨年度と今年度との比較の表を作っております。御覧いただいたように、令和7年度は大腸がん、子宮がん、乳がんの検診の受診率が向上する見込みではありません。一方、受診率低下の可能性があるものが、肺がん、胃がん検診となっております。肺がん検診の下がる理由ってというのはちょっとまだ分析できていないんですけども、胃がん検診については国のほうが2年に1回ということで、鳥取県は毎年ということなのですが、今胃がん検診は2年に1回でいいというふうになりつつある状況で、もうなっているっていうか、なりつつある状況で医療機関受診のほうで、先生方のほうから2年に1回でいいよっていうようなことも言われたのでっていうような声も聞いておりますので、胃がん検診っていうのがちょっと下がっているのはそこが要因なのかというふうには考えております。これが経年のところで確定値ということで見ましたけども、やはり令和6年度、大腸がん検診が大きく減っておりますので、今年度は代理受診をしたりとか、検体容器を事前発送にして、来場回数を少なくしたことによって、今年の大腸がん検診が少し伸びてきているかなというふうな状況になっております。

簡単ですけども、以上です。

○中山委員長

説明が終わりまりましたので、質疑に入ります。

蓑原委員。

○蓑原委員

健康寿命の延伸っていうところで、この検診状況がどうなのかなということでお伺いしました。データをありがとうございます。一番心配しとったのは、大腸がん検診の回復状況なんですけれども、やはりそういう代理（受診）だとかいろんなことを工夫されてアップということですけど、パーセントとか件数とか、どれぐらいアップしてますか。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

ちょっとまだ途中ですので、件数とかパーセントまでは出しておりませんが、でも、代理受診できますよ、電話で御予約いただいたときに代理もできますよっていう話をすると、じゃあ御家族の分もということでお話はありますので、代理受診の効果はあるかなというふうには考えております。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

工夫等をされた部分では代理の提出だけですか、工夫の、項目をちょっと教えていただければ。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

代理受診のほかに、検体容器、昨年度は一旦検診会場に来ていただいて、そこで検体容器をお渡しして、別の日に、この日が回収日になりますので来てください、持って来てくださいということで回収場所を指定して来ていただくようお願いしておりましたが、今年度は事前に予約いただくことで事前に郵送で検体容器のほうを発送し、当日検診を受けられる日に持って来てもらったらいいということで来ていただく回数を1回に変更させていただいております。

○中山委員長

そのほかありますか。

蓑原委員。

○蓑原委員

長寿健診もこの中に入ってると思うんですけども、補正予算で受診者が多かったのということがありましたけど、最初の見込みとかは数字的には何人ぐらいだったのが増えたっていう状況なんでしょうか。もしお分かりであれば。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

当初、600人ぐらいだったのが660ぐらいが実績になってきたので、700人分ということで100人分追加させていただいております。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

増加の要因とか何かを把握されてる点はありますでしょうか。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

保健師のほうがいろんな会場でこけないからだ体操のときですとか、福祉課と一緒にしたりとか、いろんな場面に職員が出ていくときがあります。そのときに、受診率向上に向けて必ず健診受診を呼びかけました。やはり直接出向いて受診を呼びかけたことがかなり大きく向上したことにつながっていると感じています。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

分かりました。ありがとうございます。やはり直接的に声をかけるということが有効なのかなと思いました。ありがとうございました。

○中山委員長

ほかに質疑はございませんか。

井川委員。

○井川委員

大腸がん検診なんですけど、私この表を見たときに、何かよくなってるんじゃないかなと思ったんですけどね、これって結局、去年の、すごい落ちたときの最低の基準して今年はどうなんだと。でね、従前は大体5割程度だったですかね。（「ですです」と呼ぶ者あり）だったんですよ。ということは、そんなに、いろんなやり方を変えたんだけど、そんなに変わってないよと。やはり最終的には例年並みっていったら平年並み、5割程度に持って行こうとするときに、やはり今のやり方をまたちょっと考えんといけんと思うんですけど、今年10月末現在でそんなに昨年並みのデータになつとると。年度末で最終的に確定したときに、これがどこまで上がってくるのかというのはあるんですけども、やはりまた今度は来年度に向けてのちょっとそのやり方、検討はさせていただいて、せめて平年並みの受診率になるぐらいはやっていただきたいというやり方をさせていただきたいなというふうに思いますけども、その点については。

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

正直に言いますと、5割に戻すことはとても難しいと考えております。というのが、やはり、前みたいに健康推進員さんが自治会に出向いて、家族分も皆さん持ってきてくださいみたいなやり方、やはり、それっていうのは本当にすごい効果があったと思います。ただ、やめた事情としては、集金のお金の問題もありましたし、自治会の在り方自体も大きく変わってきてる中で、このやり方を継続していくのは難しいというか、いろんな様々なことを考えた上でこのやり方をやめて、ほかの検診と同様のやり方にしました。ただ、このまま、低いままでもいいとは全く思っておりませんので、どうやったら受けやすくなるのか。私としては代理受診がどこまで浸透しているのかなというのは、ちょっとまだ周知し切れなかったなという気持ちが私の中にはまだありますので、こういった方法で、本人が出向かなくても勤務しておられる方でも御家族で代わ

りにお持ちいただくことができますよということら辺をもうちょっと強く押し出して、回復を図れるように頑張っていきたいなと思っております。

○中山委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、健康推進員のことをお伺いしてもよろしいでしょうか。大腸がん検診の取扱いがメインのお仕事だったんですけども、それがなくなって、（女性と）町長と語る会でもちょっと出たように思うんですけども、健康推進員さんの役割を何か、見直してはどうかということがありました。先日、のぐち内科クリニックの先生をお招きして、血圧のお話もありました。そういう部分で、食推さんとの連携で一緒に何か取り組むというふうなこともちょっと検討していたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

(10:49) 【前田議長 退室】

○中山委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

食推さんとは連携させていただいて、塩分測定とかさせていただいております。今も健康推進員さんと連携してっていうことだったのかなというふうに思いますが、健康推進員さんは自治会から1名出していただくようお願いしております。健康推進員さんの役割としましては、各自治会でいきいき健康講座を実施していただくことと、それから各種健診について、自治会内の放送のほうで呼びかけをお願いしたいということで、1名出していただくようにしております。実際、こちらから町放送等で受診の呼びかけはしますけども、やはり自治会の方から、受診しませんかというふうに次の健診すいてますので、ぜひ受けてくださいというような、直接、健康推進員さんから自治会放送してもらった次の日に予約がすごくたくさん入ってきますので、やはり効果はあるなということを実感してるところです。いきいき健康講座のほうも今、今年36自治会のほうで実施していただいておりますので、健康推進員さんの役割としては大きいと考えております。血圧講演会等いろんな講演会しますので、そこでの連携ということは現時点でなかなか全自治会の方を対象にして1名出していただいているので、負担と、あとはどういった連携ができるかについては今後考えていきたいと思っております。

○中山委員長

そのほかございますか。（なし）

では、以上で健康診査事業状況については終わりたいと思っております。

次に、油本委員から通告のありました下水道事業について説明をお願いいたします。

では、油本委員。

○油本委員

すみません、私もそんなに詳しいわけではないので、基本的なこととか伺ってしまうかもしれませんが、まず、伺いますのは、全協で頂いた資料に基づいて質問させていただきます。私も長いこと知らなかったんですけども、受益者分担金というものが、北条が485円の単位ですよ、立方メートルが。それと大栄が各戸20万円。これが違ったのをずっとされてたわけですよ。一部のほうからは、それはややこしいから一緒にしたらいいんじゃないかというのを聞きながら、それは結局不可能だったわけで、なぜこのタイミングになったのかなということを拝読しましたら、昨年令和6年のこの事案をきっかけにしてとあります。ですから、うがった見方をすれば、その事案がなければこの見直しはされなかったのでしょうか。まず伺います。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

市町村合併した段階でこの違いがあるということは、当然承知をしておりました。なぜこれが合併した以降も、まず2つのままでいったかということになろうかと思っておりますけれども、下

水の処理場、処理区という言い方をさせていただきます。北条は北条の処理場がある、大栄は大栄の処理場があるというところを理由としまして、分担金についても別々で考えてもよいのではないかという判断がありまして、このままきいていたというところでございます。じゃあ、なぜこれをこのたび一本化しようかというところにつきましては、やはり合併してから20年が経過したということと、実態に即していないという現状が昨年度の事務誤りの中でやはり再認識いたしましたので、このたび思い切ってといたしますか、思い立って提案をさせていただくといったわけでございます。

○中山委員長  
油本委員。

○油本委員  
言うなれば、言葉を選んで言えば、雨降って何とやらに聞こえてきますが、まあそれでよく調査した結果、こういう形を取るのがベストであるということとそうなったということと理解させていただいてよろしいですね。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長  
やはり、昨年度の事務誤りは大きなきっかけになったかと思っておりますので、受け止めはそれぞれかと思えますけども、油本委員おっしゃるような意味合いも含んでいるかと思えます。以上です。

○中山委員長  
油本委員。

○油本委員  
ちょっと次に行きます。

資料の中、4番でチェックしてあります、ほかの自治体よりも有利な土地条件を提供できるつてあります。これ実際、有利になっておりますのですか、他の自治体と比べて。伺います。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長  
まずこの周辺の自治体、中部に限定して申しますと、まずこの下水道の分担金を取っていない、廃止していない自治体はないということになりますので、少なくとも北栄町は分担金がかからないというところで有利といえますか、条件がよいというところでPRができるのかなというふうに思っております。以上です。

○中山委員長  
油本委員。

○油本委員  
同じことを伺うようですが、分担金なくともやっていけるんですね、この事業は。伺います。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長  
そもそも分担金が何で、どういった目的で集め出したのかといえますと、やはり建設費の一部を負担、住民の皆様に負担していただく。建設については、北栄町は下水道の整備が終わっておりますので、一旦精算されているという理解がまず一つあります。

もう一つ、メリットの中で、コスト削減のお話もさせていただきました。この分担金の徴収を管理していく中では、電算システムも使っております。分担金が年間、百数十万円から300万円ぐらいまで、お支払いが200万円と考えた場合、このシステムに係る維持費用が200万円を超えてくるだろうと、今後、超えてくるだろうと考えれば、分担金を廃止してシステムがなくなったのであれば、現在よりも実質的には費用、費用といえますか、かかるコストは減っていく、分担金なくなっても別にコストがなくなるので、支出的には有利になるという判断もしております。以上です。

○中山委員長

油本委員。

○油本委員

今回じゃないですけども、前、伺った時点で、今おっしゃいました整備、今は終わったとありますけども、整備自体は終わっても、いわゆる管渠のメンテ、これ当然かかってくるよ、劣化するに従って。それでも大丈夫と思って判断されたんですか、伺います。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

デメリットのところで話しさせていただきました。今後、管渠の更新っていったものが必要となってくるかと思えます。ただ、更新も当然、当初の整備したものと同じような形で整備をしていく必要がありますので、それをじゃあ、新しく接続する方だけに負担を求めるのがいいかといったらやっぱり違ってくるかと思えます。やはり現在使っておられる方皆さんに公平に負担していただくという形が必要になってくるかと思えます。じゃあその方法はこういった方法になるかと言いますと、やはり使用料の中で上乗せという形になろうかと思えます。そういったところで負担していただく。じゃあ、使用料は新たに接続される方もかかると、さらに分担金も負担していただくという形になるので、二重に負担していただくようなことが発生しますので、それであればやはり、これまで負担済みの方、新たに負担される方もこれからの使用料の中で負担していくというような考え方のほうがいいということで、判断したところでございます。

○中山委員長

油本委員。

○油本委員

使用料の上乗せでメンテナンス費用、維持費用を賄っていくということで理解させていただきます。

すみません、最後にちょっと簡単なこと、ちょっと説明お願いしたいんですが、2ページにあります経過措置の中で、一括納付済み者の原則の納期未到達分の返還のことです。ちょっとこれ簡単に言葉の説明だけお願いします。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

3の現状のところ納期のお話をさせていただきました。まず、原則としまして、賦課した初年度から5年間にかけて納付をしていただきます。さらに5年間の中、1年ごとで見たときには、6月、8月、10月、12月の計4回納期がございます。5年間と考えると20回という納期になります。この20回に分けて分割して納付していただくというのが原則であります。中には、やはり、20回も分けて払わなくても一括で払ってしまうよという方がございます。仮に、例えば20万円、大栄のほうでの20万円を一括で払われた場合、これが令和6年とか令和7年賦課されて20万円払われた方と、令和6年、7年に20万円が賦課されたんですけども、原則の分割の納付で納付された方といいますのは、仮に1年経過したタイミングであれば、4分の1ですんで、5万円しかまだ納付されてない。同じ令和6年、7年に賦課されているんですけども、一括して納付された方はもう20万円払っている。分割の方はまだ5万円程度しか払っていない。じゃあ、5万円の方は残りの分を払わなくていいのか、20万円の方は払ってしまったので、払ってない方と比較すると払い過ぎちゃってるのではないかというような状況が生まれますので、一括納付の方については原則、納期で考えた場合、残りの、まだ納期が未到来の分については返還したい。そういった意味でこちらを書かせていただいております。

○油本委員

分かりました。

○中山委員長

そのほかに質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。（なし）

では、以上で下水道事業については終わります。

次に、養原委員から通告のありましたPFASの状況について、説明をお願いいたします。

中原地域整備課長。

## ○中原地域整備課長

では、PFASの現状についてお話をさせていただきます。

今回は時間もありませんので、PFASとはっていう簡単な基礎的な知識の部分と、それを受けて国のほうがどんなふうな動向、対応しているかという部分と、あと北栄町の対応についてお話をさせていただきます。

まず、PFASの基礎知識ってなります。PFASは、2年ぐらい前ですけども、このPFAS、有機フッ素化合物、水道にそういう物質が含まれている、体の健康に被害を及ぼすかもしれない。あと、岡山県の吉備中央町で高濃度のPFASが検出された、こういった報道を聞かれたかと思います。

まず、そのPFASですけども、P、F、A、Sと書きまして、ピーファスと読みます。有機フッ素化合物の一つとされております。1万種類以上がこのPFASとしては存在しております。溶剤、界面活性剤など、あと泡消火薬剤といったところで、幅広くこれまで利用されてきたものでございます。

そして、次に、PFOS、PFOAという物質があります。これはPFASに含まれる細かな分類の中で名前がついているものであります。PFOSもPFOAもPFASの一つとなっております。代表的な物質ということで性質的には、分解がしにくい、たまったままで高蓄積性、あと、長距離移動性、移動して遠くまで運ばれてしまうというような性質があるようでございます。といった性質がありまして、PFAS、現在も自然界に広く残留しておりまして、食べること、食物連鎖を通じて人の健康や動植物に影響を及ぼす可能性が指摘をされてるところでございます。

こういった状況を受けまして国のほうでは、2021年、もう既に過ぎておりますけど、このPFOS、PFOAの製造、輸入を原則禁止するという法律を制定して、措置を実施しております。現在も泡消火薬剤などで残っている部分はありますけども、これについては厳重に保管、回収をするような措置が取られているところでございます。

対応の方針としましては4つございます。作らない・出さない、広めない、接摂しない、正しく知る、こういったところを柱としておきながら国のほうは対応を行っております。

もう一つとして、水道、上水道に関してどういったふうに位置づけられてるかというところでございますが、水質管理目標設定項目に位置づけられております。じゃあ、この設定項目とはどういったものかというところですけども、下の括弧書きに書いております、水道水質基準、これは水道法に定められて、水道というのは五十数種類の物質について厳重に調査、把握して基準を超えないようにということを求められております。北栄町でも毎月1回、水の末端のほうの水栓、何か所かで検査を実施して、この51種類が基準を超えていないかという管理をしているんですけども、その管理をしなければならない、義務とされている水質基準には当たらないんですけども、その次の段階になる水質管理目標設定項目というところに位置づけられております。この設定項目は検査するように努めてくださいという努力義務が課されている箇所でございます。こういったところにPFASは位置づけられております。そこでの基準値というのが暫定目標値といっております、50ナノグラム/リットル、1リットル当たり50ナノグラム。50ナノグラムですけど、ナノグラムは10億分の1グラムであります。ですから、1リットル中10億分の50グラムが基準となっております。そして、国のほうでは通常、各自治体のほうに出しております。今年の1月ですけども、検査を実施していない水道事業者、町は検査を実施して濃度の把握に努めることという、努力義務とされておりますけども、ここが改めて通知を出しております。

さらに、来年の4月からになりますけども、現在の水質管理目標設定項目から、水道水質基準のほうに、検査とかが義務づけられる項目に格上げされる予定となっております。

これを受けまして北栄町の対応状況です。一昨年、令和5年ぐらいにそういった報道で問題が表面化してきましたけども、こういった報道を受けまして、北栄町としては自主的に臨時の水質検査を実施しております。令和5年度、令和6年の1月となりますけども、水源地、7か所ある水源地で検査を実施いたしました。さらに去年、令和6年9月には末端のほうの水道水、末端の給水栓、毎月水道の検査をしている5か所で検査を行っておりますし、さらに今年度10月にも同じ箇所で実施をしました。先ほど申しました暫定目標値、50ナノグラム/リットルを下回る結果となっております。

今後の予定ですけれども、令和8年の4月以降はこの水質基準のほうに格上げされましたので毎月検査が行われるというようなことで、本町もその対応を行いたいと考えております。

簡単ですけれども、以上です。

○中山委員長

以上で説明が終わりました。質疑に入ります。

蓑原委員。

○蓑原委員

ありがとうございました。そこ（資料内）にありますように、来年の4月以降に定期的な検査が義務づけられますので、町としてどういう対応が取られるのかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきました。

この検査ってというのは、今まで末端で水を取るってということで、特別に何か、特別な方法を要するってということではないわけですか。項目が増えるだけっていう状況でしょうか。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

現在も行っています検査というのは、職員がその採取場所から水を取りまして、その水を検査機関であります鳥取県の保健事業団のほうにそれを送って、そこで検査をしていただく。その保健事業団のほうで五十数種類の項目を検査していただいて、結果を返していただく。P F A Sも今後はそこに含まれるという形となっております。以上です。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

住民の方に不安を投げかけてはいけないんですけれども、こういう新しい基準が設けられました、このことに対して、町は定期的にちゃんとしてますよみたいなことは考えておられますか。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

P F A Sに関しては、やはりいたずらに不安をあおるような広報は避けたいなと思っております。現在、町としては当然P F A Sが本当でないのかどうかっていうのは確認して、それを把握はしているんですけれども、公表に当たっては、やはりまだ検査が必須のものではありませんので、実質、積極的な広報は行っておりません。ただ、先ほどの水道水質基準に関しましては、町のホームページでも年間分まとめて検査結果というのは公表はさせていただいておりますので、今後はそこに載ってくる形になりますので、全くしないというわけでもないということなんですけれども、積極的過ぎる広報までは考えてないところで考えております。

○蓑原委員

はい、分かりました。

○中山委員長

そのほかに質疑はございますでしょうか。（なし）

それでは、以上でP F A Sの状況については終わりたいと思います。

続いて、蓑原委員から質問のありました除草対応について説明をお願いいたします。

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

続きまして、除草の状況です。町道の管理の中に除草というものがござります。その実施方法を3つ上げさせていただきます。①から③番になります。自治会等の作業と直営作業、あと、業務の委託というところで3つ上げておりますが、その概要であったり実績についてお話をしたいと思ひます。

まず、1つ目の自治会等の作業です。町道、なかなか全ての、町道六百数十路線、距離にすると370キロぐらいだっと思ひますけど、かなりのボリュームになります。それを全て町のほうが管理し切れないというような実情がありまして、地元地域の力も借りながら現在管理を行っております。除草に関しましても、自治会のほうがもし可能であれば、できる限り、この自治会に

作業をお願いしたいと思っております、町としましては、除草された場合というのは、原材料支給事業という補助事業を町が持っております、その中で例えば除草、刈り払い機の燃料費、そういったものについても費用の一部の補助を行っております。

実績としましては、令和6年度の実績となりますけれども、8自治会がこの作業を行っていただきました。除草だけではなくて、道路の土砂撤去だとか、そういったものを含んでの8自治会となっておりますが、金額としましては48万7,000円の補助を行っております。

続きまして、2つ目の直営作業です。町職員による作業です。なかなか自治会のほうでも作業し切れない場所があります。集落の間の場所であったりですけれども、そういったところで管理しなければならないもの、簡単に作業できるものについては町の職員が実施をしております。令和6年度の実績でいいますと、34回作業に出向きまして、大体2人ずつぐらいで行っているんですけども、延べ時間でいうと252時間、距離が2.3キロぐらいの実績となっております。

3つ目の業務委託でございます。町の職員ができればいいですし、自治会がしていただければありがたいんですけども、なかなかそれは両方がかなわない場所があります。草だけではなくて林地の道、山から大きな枝が出てしまっているだとか、あと、土砂がたまってしまっているというようなことで、なかなか自治会、町職員だけの作業が難しいような広範囲、専門的な作業が必要な箇所につきましては、業者さんのほうに委託を行っております。こちらのほうも予算をお認めいただきまして、例年800万円ぐらいの予算の中で、令和6年度は契約を8回しまして886万2,000円を支出したところでございます。

簡単ですけども、状況につきましては以上でございます。

○中山委員長

質問が終わりました。質疑に移りたいと思います。

蓑原委員。

○蓑原委員

ありがとうございました。自治会活動っていうか、担い手不足とか、高齢化のところもあります、町道の除草っていうところが、自治会が担う部分がどういうふうに変化してるのかなというところでちょっとお伺いしました。

これは、今年度なんですけども、傾向としてどうなんでしょう、自治会の作業がやっぱり減ってて、直営、業務委託の部分が増えているのか、その傾向はどのように捉えておられますでしょうか。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

あまり経年での分析は行っておりません。自治会につきましても、昨年度していただいたところは今年もしていただけてるのかなと思っております。自治会の総事なのか、事業、行事という言い方が正しいかどうか分かりませんが、そういった活動の一環でしてくださってますんで、なかなかその自治会が、8自治会が10自治会、15自治会に増えるっていう状況ではありませんが、例年、昨年どおりの自治会がやっていたかと思っております。

業務委託については、予算の範囲内でしなければならないところを発注をしておりますし、町の職員は限られた時間の中で出ておりますんで、これがなかなか増えることは難しいのかもしれませんが、同じ現状維持の状況で推移しておりますが、地元住民の方からは、やっぱりあそこの草が伸びているだけっていうような声は絶えることがありませんので、なかなかその状況だったり、ニーズに応じて切れてはいないのかなというふうな印象を持っております。以上です。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

自分のところの自治会でも、若い世帯の方が新しく家を建てられて入っておられるんですけど、やはり除草となると、草刈り機をもちろん持っておられませんし、総事に出てこられる方も高齢化してる現状がありまして、その費用の一部を補助っていう分で先ほどおっしゃった燃料費だけの部分とか、自治会要望としてこの除草についてこういう点で困るとか、そういう声は

届いていませんか。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

原材料支給の事業の中で、こうしてほしいというような声は、ちょっと私のほうが把握し切れておりません。以上です。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

現状として、そういう、何ていいますか、そういう方がいらっしゃって、除草ということがなかなかし切れてないっていう状況があると思うんです。さっき課長もおっしゃった、草がまだ伸びきって除草されてない現状のところについては、町としては何か対策はお考えでしょうか。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

少なくとも、地元の現在の頑張ってもらっている状況については維持したいなと思っております。これがどんどん広がればいいんですけども、なら、この力が広がっていくには金額的な面なのか、そういった意識の持ち方なのかっていうところは必要になってきますので、その辺はまた工夫はしたいと思ってます。業者委託のほうについても、なかなか、これも金額かもしれませんが、現状の中で業者さんがどんどんしたいというような状況ではないかと思っておりますので、また、上げております3つ以外の方法ができないかも含めては考えてはいきたいというふうには思います。以上です。

○中山委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

ぜひ、ちょっと検討していただきたいと思います。そして、その直営作業で町職員の人が作業するという部分も、本来業務があるにもかかわらずそういう作業もされているので、本来業務に対応していただいたら、住民サービスもよりよくなるのかなって思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

私たちも決して直営作業が一番いいとは思っておりません。ただ、迅速に対応するのが直営作業のいいところでありまして、それをさせていただいておりますけども、いい方法については先ほど申しましたとおり、この3つ以外の何かいい方法はないかというのは模索しながら検討していきたいと思います。

○中山委員長

ほかに質疑はございませんか。(なし)

では、以上で除草対応については終わりたいと思います。

以上で所管事務調査を終わります。この後、付託された議案についての審査になりますが、関係する課長は残っていただき、ない課長は退出をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

(11:22) 【鹿島福祉課長、前田健康推進課長 退室】

(11:22~11:28) 【休憩】

(11:28) 【永田観光交流課長 入室】

○中山委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

## 5 付託議案の審査

### ○中山委員長

日程5、付託議案の審査に入ります。

本定例会において、民生経済常任委員会に付託された議案は2件です。審査は日程に従って行います。まず、議案について質疑を行い、執行部退室後、討論、採決に入ります。

それでは、これより付託議案に対する質疑に入ります。

議案第110号、工事請負契約の締結について（青山剛昌ふるさと館新築工事（展示室の内装工事））です。質疑のある方はお願いいたします。ございませんか。

葦原委員。

### ○葦原委員

すみません。この契約方法のところで、ちょっと質問がありましたけども、この随意契約のところのこういう契約に至った経緯をお願いしたいです。説明をお願いします。

### ○中山委員長

永田観光交流課長。

### ○永田観光交流課長

座ったままで失礼します。こちらに至りました経緯ですけれども、まず、今回の内装工事に先行しまして、先に契約して着工しております建築一般工事がございまして、今回、地方自治法施行令とそれから北栄町の財務規則、それぞれの随意契約をする、条文にのっとってさせていただいておりますけれども、1つは、契約の性質、目的が競争入札に適しないもの、もう一つは、競争入札に付することが不利と認められるという理由に従って随意契約を選んだものでございます。その理由としましては、先ほど言いました、先行して進めております建築一般工事の施工者がありますけれども、現場の状況、既にまだ現場の建築工事のほうは、現場のほうではまだ進めておりませんが、今後進めていく建築工事のところ、現場の状況に精通されている業者であるということ、そういった精通された業者が施工されることのほうが、いろいろな取り合い調整等で、町にとって不具合がないということ、それから、工期の短縮であるとか経費の節減の部分が確保できるということ、例えば、建築工事になりますので足場でありますとか、共通する資機材等の設備とか、そういったものの経費が出てきますけども、別の業者さんをお願いしたりすることで、そういった経費が余分にかさんでしまったりというようなことが発生します。そういったところの経費を削減したり、あと、工事の安全、円滑な施工ということで、既に契約させていただいてる業者さんで施工させていただくことのほうが、町にとって円滑な安全な工事をやるという意味で、そういった安全性が担保できるというところで有利と認められると判断し、この随意契約という手法を選んだところであります。

### ○中山委員長

葦原委員。

### ○葦原委員

理由はお聞きしたんですけれども、その方法はルールにのっとって決められたということでしょうか。法的なルールにのっとって、これは間違っただけというのか、例外ではないということでしょうか。

### ○中山委員長

永田観光交流課長。

### ○永田観光交流課長

仰せのとおりで、ルールにのっとっての執行であるというふうに考えています。

### ○中山委員長

葦原委員。

### ○葦原委員

議長のほうから、議会軽視だというふうな言葉もあったんですが、その点はどのように捉えたらよろしいのでしょうか。

### ○中山委員長

永田観光交流課長。

### ○永田観光交流課長

お答えします。我々としまして、担当課としましては、決して議会のほうを軽視しておるというつもりは毛頭ございません。ただ、今回の定例会にこの契約を提案するに当たりまして、契約の手法であるとか、そういったところのやり方の部分を、ちょっと事前にお伝えしておくべきではなかったかなという点では配慮が足りなかったなと思っております。ですので、議会中でしたけども、今月の4日の日に特別委員会を急遽開いていただくことができましたので、そこでちょっと説明をさせていただきましたけども、本来であれば事前に、定例会よりも前に特別委員会を開かせていただいて、議会のほうに丁寧の説明をさせていただく必要があったのではないかと、担当課長としては反省をしておるところでございます。

○中山委員長  
 蓑原委員。

○蓑原委員

担当課長さんの反省のみならずとは思いますが、課長さんだけの反省になるのでしょうか。

○中山委員長

永田観光交流課長。

○永田観光交流課長

担当課としては、私が当然課長ですから責任は負うわけですが、当然、この工事の業務を担当しております職員が数名おりますけども、その者も含めての考えであるということで間違いございません。

○中山委員長

そのほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長

では、本案に対する質疑を終わりたいと思います。

次に、議案第111号、債権の放棄（水道料金）についてです。質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

井川委員。

○井川委員

ちょっと何点か質問させていただきます。まず、債権放棄に至った経過なんですけど、これまでここに至るまでに督促とか催促、あるいは訪問等をやっておられると思いますけど、その経過についてどういう格好でやられてきたのかっていうのを教えていただけますか。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

全員協議会でも見ていただいた資料（令和7年11月27日全員協議会 「12月定例会全員協議会資料 資料1-3」参照）でございますけれども、料金回収見込みがないものの処理の流れの部分となりますが、(0)で、督促状ですとか催告書の送付、あと、納付交渉、臨戸徴収といった相手方とのやり取り、あと、場合によっては給水停止というところが一般的な処理となります。今回は11名分、債権放棄でございます。これは1件1件御説明したほうがよろしいところでしょうか。一般的などころでの御回答でよろしいでしょうか。

○中山委員長

井川委員。

○井川委員

取りあえず、個別についてはまたお聞きしますので、一般的なものでお願いします。

○中山委員長

中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

では、全員協議会の資料となります。毎月、水道料金につきましては、奇数月に検針を行いまして、その翌月の偶数月と、さらにもう翌月の奇数月の分が賦課されるという形になります。納期日につきましては毎月25日が納付期限となっております。その25日にお支払いがない方につきましては、大体その翌月の15日前後だったかと思いますが、督促状を発送いたします。督促状で

納付がない方につきましては、またさらに催告書というものを送らせていただきます。催告書で納付がない方につきましては、直接連絡を取ったりしまして納付の交渉を行います。こちらのほうから出向く場合もございますし、徴収といったところで行う場合もございますし、あと、役場のほうに来ていただいて、納付相談、今後どういった形で納付をされるのかというところを聞き取りをしたりといった交渉も行っております。そういったことができる方で、それで納付していただける方についてはそれで終わってくるんですけども、なかなかそういった対応に応じてくださらない方もあります。そういった場合につきましては、数か月分、3か月分だったと思えますけれども、水道料金がたまると今度は給水停止を行いますよというような予告をさせていただいて、それに対しても反応がない場合、停止をさせていただくというような形でしております。職員ができるところといえばそういったところになります。あと、費用はかかるのだけれども裁判所を通じて、この水道料金が私債権という形になりますので、裁判所を通じて支払い督促の申立てといったところも、法的には可能ではなっておりますけれども、今、申し上げたとおり、かなり費用がかかってきますので、なかなかそこに及ぶケースはないといった状況となっております。

あと、以降については、そういったことを通常できることを繰り返しながらで、納付ができるのかできないのか、回収見込みが立つのか立たないかっていうのを判断していく形となっております。以上です。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員  
分かりました。例えば、生活が困窮しとるということで、支払いが困難な世帯というのはございましたでしょうか。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長  
あります、お話の中では。ただ、そういった場合については、分割納付、例えば3万円たまっている、けれども、それを何回かに分けて今後お支払いいただくというような計画も立てていただくというのは、そういった対応をしているところもございます。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員  
そういう世帯があった場合、例えば福祉部門の担当課等々と情報連携っていうのは適切に取られてたかどうか、これについてはどうでしょうか。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長  
水道は命に関わる部分でありますので、給水停止という方法も先ほど説明させていただきましたけれども、簡単にするものではないというふうに思っておりますので、給水停止をする際には、福祉課のほうにはお困りの方があるというところで、情報提供はさせていただいてはいるところがございます。また、なかなかお支払いが難しければ、というところで該当の方には、そういった福祉課のほうに相談っていうのも勧めたりするといったところでございます。以上です。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員  
ありがとうございました。今回の債権放棄のうち、例えば行政側の自己管理に不備があったとか、あるいは督促の漏れとか、あるいは手続漏れが原因となったということはございましたでしょうか。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

手続の不備というものはございませんでした。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

それはよかったです。債権放棄に至った原因を踏まえて、例えば今後滞納の抑止策とか、あるいは徴収強化とか、あるいは取組の改善等々、そのことについては、例えば課内とかでどういうふうなことを考えておられますでしょうか。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

昨年度からとなりますけれども、職員、地域整備課の中の上下水道室、7人かな、正職員が7人おります。以前は、水道の徴収担当というものが1人、2人とかいて、その2人が中心になって徴収業務も行ってきただけですけれども、その上下水道室、下水道とか整備、管理の担当職員も徴収業務に携わるようにはしております。年に2回、盆と暮れとになりますけれども、滞納整理強化月間というものを設けて、私も含めてですけれども、担当の未納者の方を持ちながら、それぞれ全員が交渉なり折衝を行うような取組も行ってきております。考え方としましては、やはり多くの期数、月数の分がたまってしまうと、やはり払いにくくなるというところがありますので、そこは人手をかけた上で、半年に1回ですけれども、声かけ、様子を聞きながら料金がたまらないような工夫をしているところでございます。以上です。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

じゃあ、そういうことでよろしくお願いたします。最後に1点だけというところで、債権放棄っていうのはちよくちよく出てくるんですけど、そうなってくると、例えば払わなくても時効で消えちゃうというようなことは、誤った認識が、私は住民のほうに与えないかということをご心配するんですけども、これについてどういうふうな理解ていいますか、認識をしておられるか、ちょっと教えてください。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

逃げ得が許されるのかというところですが、ただ、そこをもちろん許してつもりはありません。真面目に納付していただいている方との公平性ですとかを考えたら、やはり1円であっても集めさせていただくというのが基本的な考えだとは思いますが、ただ、1円を集めるために費用が例えば1万円かかってしまう、そこについてはやっぱり問題がありますので、回収するためのコストっていうものも十分に念頭に置きながら、ただ、集められるものはできる限り集めるというような方針というところでございます。以上です。

○中山委員長  
井川委員。

○井川委員

分かりました。やっぱり、住民全体の公平性というのがありますんで、その点はひとつよろしくお願したいと思っております。以上で終わります。

○中山委員長  
中原地域整備課長。

○中原地域整備課長

ありがとうございます。そういったことは頭に入れながら、今後続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中山委員長

ほかに質疑はありますか。(なし)

以上で、議案第111号についての質疑は終わります。

以上で、付託議案の質疑を終わります。

執行部の方は退室ください。

(11:44) 【中原地域整備課長、永田観光交流課長 退室】

○中山委員長

これより討論、採決に入ります。

議案第110号、工事請負契約の締結について(青山剛昌ふるさと館新築工事(展示室の内装工事))について、討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長

それでは、決を採ってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長

それでは、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手(5人)〕

○中山委員長

全員ですね。ありがとうございます。

賛成者5人です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号、債権の放棄(水道料金)についての採決を行います。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長

では、採決に移ります。

議案第111号、債権の放棄(水道料金)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手(5人)〕

○中山委員長

賛成5人、全員です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

委員会審査報告書の案をお開きください。

お諮りいたします。空欄となっています審査の結果の欄に、先ほどの審査結果のとおり、全て原案可決と入れて提出したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長

では、委員会審査報告書はそのように作成し、提出いたします。

以上で、付託議案の審査を終わります。

## 6 協議事項

(1) 3月定例会の調査項目について

○中山委員長

次に、6番、協議事項、(1)3月定例会の調査項目についてです。

次回、委員会で調査したい事項等がありますでしょうか。今はないですね。ありましたら、また事前に担当課に通告したいと思っておりますので、3月定例会の前までに事務局または委員長までお知らせください。

(2) 閉会中の継続調査申し出について

○中山委員長

次、(2)番、閉会中の継続調査申し出についてです。申出をするということでもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

申出をするということになりましたので、その内容ですが、案がありますのでこちらのほうで

出させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長  
では、申出をさせていただきます。

(3) その他

○中山委員長  
(3)番、その他、何かございますでしょうか。  
蓑原委員。

○蓑原委員  
先ほど、私、質問っていうか意見言ったんですけど、契約のこと、議長がそこまで議会軽視だ  
っておっしゃったことについては、どのような方法で、町のほうに言ったほうがいいのかと思うん  
ですが、その点について皆さんどのようにお考えでしょうか。

○中山委員長  
いかがでしょうか、皆さん。  
奥田委員。

○奥田委員  
先ほど担当課の課長から、特別委員会を急遽4日に開きその旨を説明されたので、それで収め  
てはどうかと僕は思いますけど。

○中山委員長  
そのほか御意見ございますか。  
委員会の中ですので、もう一度全協なりなんなりで上げていただいたほうがいいのかと思います  
ので、そちらのほうでよろしく願いいたします。  
そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。(なし)

7 その他

○中山委員長  
では、7番、その他に移ります。何かございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)  
視察のことが今後出てくるとは思いますけれども、もし候補地等がありましたらお知らせいた  
だけばと思いますので、よろしく願いをいたします。

8 閉会 (11:51)

○中山委員長  
では、そのほかないようですので、以上で民生経済常任委員会を閉会いたします。お疲れさま  
でした。

※この会議録は要点筆記である。